

○環境省令第 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成十四年政令第三百十三号）の施行に伴い、並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十五年 月 日

環境大臣 鈴木 俊一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第五項中「二三の項」を「二四の項」に改める。

第一条の二第四十八項を削り、同条第四十七項中「令第二条の四第五号ス」に、「令別表第三の四六の項」を「令別表第三の四八の項」に改め、同条第四十七項を同条第四十八項とし、同条第四十六項中「令第二条の四第五号モ」を「令第二条の四第五号セ」に、「令別表第三の四五の項」を「令別表第三の四七の項」に改め、同条第四十六項を同条第四十七項とし、同条第四十五項中「令第二条の四第五号ヒ」を「令第二条の四第五号モ」に、「令別表第三の四四の項」を「令別表第三の四五の項」に改め、同条第四十五項を同条第四十六項とし、同条第四十四項中「令第二条の四第五号エ」を「令第二条の四第五号ヒ」に、「令別表第三の四三の項」を「令別表第三の四五の項」に改め、同条第四十四項を同条第四十五項とし、同条第四十三項中「令第二条の四第五号シ」を「令第二条の四第五号エ」に、「令別表第三の四二の項」を「令別表第三の四四の項」に改め、同条第四十三項を同条第四十四項とし、同条第四十二項中「令第二条の四第五号ミ」を「令第二条の四第五号シ」に、「令別表第三の四一の項」を「令別表第三の四三の項」に改め、同条第四十二項を同条第四十三項とし、同条第四十一項中「令第二条の四第五号メ」を「令第二条の四第五号ミ」に、「令別表第三の四〇の項」を「令別表第三の四二一の項」に改め、同条第四十一項を同条第四十二項とし、同条第四十項中「令第二条の四第五号ユ」を「令

第二条の四第五号メ」に、「令別表第三の三九の項」を「令別表第三の四一の項」に改め、同条第四十項を同条第四十一項とし、同条第三十九項中「令第二条の四第五号キ」を「令第二条の四第五号ユ」に、「令別表第三の三八の項」を「令別表第三の四〇の項」に改め、同条第三十九項を同条第四十項とし、同条第三十八項中「令第二条の四第五号サ」を「令第二条の四第五号キ」に、「令別表第三の三七の項」を「令別表第三の三九の項」に改め、同条第三十八項を同条第三十九項とし、同条第三十七項中「令第二条の四第五号ア」を「令第二条の四第五号サ」に、「令別表第三の三六の項」を「令別表第三の三八の項」に改め、同条第三十七項を同条第三十八項とし、同条第三十六項中「令第二条の四第五号テ」を「令第二条の四第五号ア」に、「令別表第三の三五の項」を「令別表第三の三七の項」に改め、同条第三十六項を同条第三十七項とし、同条第三十五項中「令第二条の四第五号エ」を「令第二条の四第五号テ」に、「令別表第三の三四の項」を「令別表第三の三六の項」に改め、同条第三十五項を同条第三十六項とし、同条第三十四項中「令第二条の四第五号コ」を「令第二条の四第五号エ」に、「令別表第三の三三の項」を「令別表第三の三五の項」に改め、同条第三十四項を同条第三十五項とし、同条第三十三項中「令第二条の四第五号フ」を「令第二条の四第五号コ」に、「令別表第三の三二の項」を「令別表第三の三四の項」に改

め、同条第三十三項を同条第三十四項とし、同条第三十二項中「令第二条の四第五号ケ」を「令第二条の四第五号フ」に、「令別表第三の三一の項」を「令別表第三の三三の項」に改め、同条第三十二項を同条第三十三項とし、同条第三十一項中「令第二条の四第五号マ」を「令第二条の四第五号ケ」に、「令別表第三の三〇の項」を「令別表第三の三二の項」に改め、同条第三十一項を同条第三十二項とし、同条第三十項中「令第二条の四第五号ヤ」を「令第二条の四第五号マ」に、「令別表第三の二九の項」を「令別表第三の三一の項」に改め、同条第三十項を同条第三十一項とし、同条第二十九項中「令第二条の四第五号ク」を「令第二条の四第五号ヤ」に、「令別表第三の二八の項」を「令別表第三の三〇の項」に改め、同条第二十九項を同条第三十項とし、同条第二十八項中「令第二条の四第五号オ」を「令第二条の四第五号ク」に、「令別表第三の二七の項」を「令別表第三の二九の項」に改め、同条第二十八項を同条第二十九項とし、同条第二十七項中「令第二条の四第五号ノ」を「令第二条の四第五号オ」に、「令別表第三の二六の項」を「令別表第三の二八の項」に改め、同条第二十七項を同条第二十八項とし、同条第二十六項中「令第二条の四第五号ハ」を「令第二条の四第五号ノ」に、「令別表第三の二五の項」を「令別表第三の二七の項」に改め、同条第二十六項を同条第二十七項とし、同条第二十五項中「令第二条の四第五号ウ」

を「令第二条の四第五号キ」に、「令別表第三の二四の項」を「令別表第三の二六の項」に改め、同条第二十五項を同条第二十六項とし、同条第二十四項中「令第二条の四第五号ム」を「令第二条の四第五号ウ」に、「令別表第三の二三の項」を「令別表第三の二五の項」に改め、同条第二十四項を同条第二十五項とし、同条第二十三項中「令第二条の四第五号ラ」を「令第二条の四第五号ム」に、「令別表第三の二二三の項」を「令別表第三の二四の項」に改め、同条第二十三項を同条第二十四項とし、同条第二十二項中「令第二条の四第五号ナ」を「令第二条の四第五号ラ」に、「令別表第三の二一の項」を「令別表第三の二二三の項」に改め、同条第二十二項を同条第二十三項とし、同条第二十一項中「令第二条の四第五号ネ」を「令第二条の四第五号ナ」に、「令別表第三の二〇の項」を「令別表第三の二二の項」に改め、同条第二十一項を同条第二十二項とし、同条第二十項中「令第二条の四第五号ツ」を「令第二条の四第五号ネ」に、「令別表第三の一九の項」を「令別表第三の二一の項」に改め、同条第二十項を同条第二十一項とし、同条第十九項中「令第二条の四第五号ソ」を「令第二条の四第五号ツ」に、「令別表第三の一八の項」を「令別表第三の二〇の項」に改め、同条第十九項を同条第二十項とし、同条第十八項中「令第二条の四第五号レ」を「令第二条の四第五号ソ」に、「令別表第三の一七の項」を「令別表第三の一九の項」に改め

、同条第十八項を同条第十九項とし、同条第十七項中「令第二条の四第五号タ」を「令第二条の四第五号レ」に、「令別表第三の一六の項」を「令別表第三の一八の項」に改め、同条第十七項を同条第十八項とし、同条第十六項中「令第二条の四第五号ヨ」を「令第二条の四第五号タ」に、「令別表第三の一五の項」を「令別表第三の一七の項」に改め、同条第十六項を同条第十七項とし、同条第十五項中「令第二条の四第五号カ」を「令第二条の四第五号ヨ」に、「令別表第三の一四の項」を「令別表第三の一六の項」に改め、同条第十五項を同条第十六項とし、同条第十四項中「令第二条の四第五号ワ」を「令第二条の四第五号カ」に、「令別表第三の一三の項」を「令別表第三の一五の項」に改め、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項の次に次の一項を加える。

14 令第二条の四第五号ワのばいじん又は燃え殻に係る環境省令で定める基準は、ばいじん（国内において生じたものにあつては、令別表第三の一三の項又は一四の項に掲げる施設において生じたものに限る。）又は燃え殻（国内において生じたものにあつては、法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物の焼却に伴つて生じたものを除き、同表の一四の項に掲げる施設において生じたものに限る。）について、これらの廃棄物に含まれる判定基準省令別表第五の二四の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄

に掲げるとおりとし、令第二条の四第五号ワのこれらの廃棄物を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、ばいじん（国内において生じたものにあつては、令別表第三の一三の項又は一四の項に掲げる施設において生じたものに限る。）又は燃え殻（国内において生じたものにあつては、法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物の焼却に伴つて生じたものを除き、同表の一四の項に掲げる施設において生じたものに限る。）を処分するために処理したものについて、当該処理したものが、廃酸又は廃アルカリの場合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の二四の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の二四の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとする。

第一条の二第五十一項中「及び第八項から第四十八項まで」を「、第八項から第四十九項まで及び前項」に改め、同条第五十一項を同条第五十三項とし、同条第五十項を同条第五十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

52 令第二条の四第七号、第八号、第十号及び第十一号の環境省令で定める基準は、ダイオキシン類の含

有量が一グラムにつき三ナノグラム以下であることとする。

第一条の二第四十九項を同条第五十項とし、同条第四十八項の次に次の一項を加える。

- 49 令第二条の四第五号シの汚泥、廃酸又は廃アルカリに係る環境省令で定める基準は、汚泥（法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物の焼却に伴つて生じたものを除く。）、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の四九の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）のうち、汚泥については当該汚泥に含まれる判定基準省令別表第五の二四の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリについては当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の二四の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、令第二条の四第五号シのこれらの廃棄物を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、汚泥（法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物の焼却に伴つて生じたものを除く。）、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の四九の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）を処分するために処理したもののについて、当該処理したものが、廃酸又は廃アルカリの場合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の二四の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項

の第二欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準
省令別表第六の二四の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとする。

第一条の九第一項第一号中「廃棄物焼却炉である特定施設（ダイオキシン類対策特別措置法第二条第二
項に規定する特定施設をいう。）において生じたばいじん、燃え殻又は汚泥（廃ガス洗浄施設から排出さ
れたものに限る。）を」「ダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成十一年政令第四百三十三号）別表
第一第五号に掲げる施設において生じたばいじん若しくは燃え殻又は同令別表第二第十一号に掲げる施設
を有する工場若しくは事業場において生じた汚泥」に改める。

第八条の十七第一号イ中「保健婦、保健士、助産婦、看護婦、看護士」を「保健師、助産師、看護
師」に改める。

別表第一の二三の項の次に次のように加える。

二四	ダイオキシン類	試料一リットルにつきダイオキシン類一〇〇ピコグラム以下
----	---------	-----------------------------

別表第一の備考中「第四十八項」を「第五十三項」に改める。

（金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令の一部改正）

第二条 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和四十八年総理府令第五号）の一部を次のように改正する。

第一条第六項中「令第六条第一項第三号カ」を「令第六条第一項第三号ヨ」に、「同号カ」を「同号ヨ」に改め、同条第七項中「令第六条第一項第三号ヨ」を「令第六条第一項第三号タ」に、「同号ヨ」を「同号タ」に改め、同条第八項中「令第六条第一項第三号タ」を「令第六条第一項第三号レ」に、「同号タ」を「同号レ」に改める。

第三条第十一項を次のように改める。

11 令第六条の五第一項第三号ソの令第二条の四第五号ワに掲げる廃棄物（令別表第三の一四の項に掲げる施設において生じたものを除く。）に係る環境省令で定める基準は、別表第五の二四の項の第一欄に掲げる燃え殻又はばいじんにあつては当該燃え殻又はばいじんに含まれる同項の第二欄に掲げる物質について同項の第三欄に掲げるとおりとし、別表第六の二四の項の第一欄に掲げる燃え殻又はばいじんを処分するために処理したものにあつては当該産業廃棄物に含まれる同項の第二欄に掲げる物質について同項の第三欄に掲げるとおりとする。

第三条第十二項中「二三の項まで」の下に「及び二四の項」を加える。

別表第一の二三の項の次に次のように加える。

二四	ダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二条第一項に規定するダイオキシン類をいう。以下同じ。）	試料一グラムにつきダイオキシン類三ナノグラム以下
----	---	--------------------------

別表第一の備考1中「この表に」を「この表の一の項から二三の項までに」に、「同号カ、ヨ若しくはタ」を「同号ヨ、タ若しくはレ」に、「この表の各項」を「当該各項」に改め、同表の備考2を同表の備考3とし、同表の備考1の次に次のように加える。

2 この表の二四の項に掲げる基準は、第四条の規定に基づき環境大臣が定める方法により令第六条の五第一項第三号ツに掲げる指定下水汚泥又は指定下水汚泥を処分するために処理したものに含まれるこの表の二四の項の第一欄に掲げる物質を検定した場合における同項の第二欄に掲げる物質の濃度として表示されたものとする。

別表第二の備考2、別表第三の備考2及び別表第四の備考2中「備考2」を「備考3」に改める。

別表第五の二三の項の次に次のように加える。

二四	燃え殻（国内において生じたものを除く。） 、ばいじん（国内において生じたものにあつては、令別表第三の一三の項に掲げる施設において生じたものに限る。） 又は汚泥（国内において生じたものにあつては、令別表第五の二四の項の中欄に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限る。）	ダイオキシン類	試料一グラムにつきダイオキシン類三ナノグラム以下
----	---	---------	--------------------------

別表第五の備考1中「この表に」を「この表の一の項から二三の項までに」に、「この表の各項」を「当該各項」に改め、同表の備考2中「備考2」を「備考3」に改め、同表の備考2を同表の備考3とし、同表の備考1の次に次のように加える。

2 この表の二四の項に掲げる基準は、第四条の規定に基づき環境大臣が定める方法により燃え殻又はばいじんに含まれる同項の第二欄に掲げる物質を検定した場合における同項の第三欄に掲げる物質の濃度として表示されたものとする。

別表第六の二三の項の次に次のように加える。

二四	燃え殻（国内において生じたものにあつては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第四項第三号に掲げる廃棄物の焼却に伴つて生じたものを除き、令別表第三の一四の項に掲げる施設において生じたものに限る。）、ばいじん（国内において生じたものにあつては、同表の一三の項又は一四の項に掲げる施設において生じたものに限る。）又は汚泥（国内において生じたものにあつては、令別表第五の二四の項の中欄に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限る。）を処分するために処理したもの	ダイオキシン類	試料一グラムにつきダイオキシン類三ナノグラム以下
----	---	---------	--------------------------

別表第六の備考1中「この表」を「この表の一の項から二三の項まで」に改め、同表の備考2中「備考2」を「備考3」に改め、同表の備考2を同表の備考3とし、同表の備考1の次に次のように加える。

2 別表第五の備考2の規定は、この表の二四の項に掲げる基準について準用する。

（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする

る金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令の一部改正)

第三条 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和四十八年総理府令第六号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中「次条において同じ」を「以下同じ」に改める。

第二条中「第二条の四第五号」に掲げる廃棄物」を「第二条の四第八号及び第十一号に掲げる廃棄物又は廃棄物処理令第六条の五第一項第三号」に規定する汚泥若しくは当該汚泥を処分するために処理したもののうち廃棄物処理令別表第五の二四の項の下欄に掲げる物質を含むもの」に改める。

第三条第二項中「の各号」を「第一号から第二三号までの」に、「があるときは」を「又はダイオキシン類対策特別措置法第八条第三項の規定に基づき定められた別表第二第二四号中欄に掲げる物質に係る許容限度を定める水質排出基準があるときは」に、「当該排水基準」を「当該基準」に、「最も厳しい排水基準」を「最も厳しい基準」に改める。

別表第二第二三号の次に次のように加える。

二四 廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、廃棄物処理令別表第五の二四の項の中欄に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限る。）	ダイオキシン類	試料一リットルにつきダイオキシン類一〇ピコグラム以下
--	----------------	-----------------------------------

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令等の一部を改正する政令の施行の日（平成十五年四月一日）から施行する。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 平成十二年一月十五日において現に設置され、又は設置の工事がされていた廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）別表第三の一四の項に掲げる施設において生じたばいじん及び燃え殻並びに当該施設を有する工場又は事業場において生じた汚泥（ダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成十一年政令第四百三十三号）別表第二第十一号に掲げる施設を有する工場又は事業場において

生じたものに限る。）並びにこれらの廃棄物を処分するために処理したもの（当該処理したものが廃酸又は廃アルカリである場合を除く。）については、次に掲げる方法により処分を行う限り、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第一条第三項の規定並びに第一条の規定による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第一条の二第十四項及び第四十九項の規定は、適用しない。

一 セメント固化設備を用いて重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にするために十分な量のセメントと均質に練り混ぜるとともに、適切に造粒し、又は成形したものを十分に養生して固化する方法

二 薬剤処理設備を用いて十分な量の薬剤と均質に練り混ぜ、重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にする方法

三 酸その他の溶媒に重金属を溶出させた上で脱水処理を行うとともに、当該溶出液中の重金属を沈殿させ、当該沈殿物及び脱水処理に伴って生ずる汚泥について、重金属が溶出しない状態にし、又は製錬工程において重金属を回収する方法

2 この省令の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている令別表第三の一三の項に掲げる施設に

において生じたばいじん及びこの省令の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている令別表第三の四九の項に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じた汚泥（前項に規定するものを除く。）並びにこれらの廃棄物を処分するために処理したもの（当該処理したものが廃酸又は廃アルカリである場合を除く。）については、前項に掲げる方法により処分を行う限り、新規則第一条の二第十四項及び第四十九項の規定は、適用しない。

（金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令の一部改正に伴う経過措置）

第三条 平成十二年一月十五日において現に設置され、又は設置の工事がされていた令別表第三の一四の項に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じた汚泥（ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第二十一号に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限る。以下この項において同じ。）及び平成十二年一月十五日において現に設置され、又は設置の工事がされていた令別表第三の一四の項に掲げる施設において生じたばいじん若しくは燃え殻又は当該施設を有する工場若しくは事業場において生じた汚泥を処分するために処理したもの（当該処理したものが廃酸又は廃アルカリである場合を除く。）については、次に掲げる方法により処分を行う限り、第二条の規定による改正後の金属等を含む産業廃

棄物に係る判定基準を定める省令（以下「新判定基準省令」という。）第三条第十一項及び第十二項（ダイオキシン類に係る部分に限る。以下同じ。）の規定は、適用しない。

一 セメント固化設備を用いて重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にするために十分な量のセメントと均質に練り混ぜるとともに、適切に造粒し、又は成形したものを十分に養生して固化する方法

二 薬剤処理設備を用いて十分な量の薬剤と均質に練り混ぜ、重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にする方法

三 酸その他の溶媒に重金属を溶出させた上で脱水処理を行うとともに、当該溶出液中の重金属を沈殿させ、当該沈殿物及び脱水処理に伴って生ずる汚泥について、重金属が溶出しない状態にし、又は製錬工程において重金属を回収する方法

2 この省令の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている令別表第三の一三の項に掲げる施設において生じたばいじん及びこの省令の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている令別表第三の四九の項に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じた汚泥（前項に規定するものを除く。）並びにこれらの廃棄物を処分するために処理したもの（当該処理したものが廃酸又は廃アルカリである場合を

除く。）については、前項に掲げる方法により処分を行う限り、新判定基準省令第三条第十一項及び第十二項の規定は、適用しない。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第四条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成十二年厚生省令第二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「。以下同じ」及び「（以下「汚泥等」という。）」を削る。

附則第三項を削る。

（金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める総理府令の一部を改正する総理府令の一部改正）

第五条 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める総理府令の一部を改正する総理府令（平成十二年総理府令第一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「。以下同じ」及び「（以下「汚泥等」という。）」を削る。

附則第三項を削る。

（環境事業団法施行規則の一部改正）

第六条 環境事業団法施行規則（昭和四十年^{厚生省}通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第一条の二第五十一項」を「第一条の二第五十三項」に改める。

（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第七条 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則（平成十三年環境省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第一条の二第五十一項」を「第一条の二第五十三項」に改める。